

令和3年度  
予算編成方針

令和2年10月2日

宮古市

## 令和3年度予算編成方針

現状の国内の経済情勢について、内閣府の月例経済報告（令和2年9月）によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とし、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」とする一方で、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としている。

このような中で、国においては、『経済財政運営と改革の基本方針2020』いわゆる「骨太の方針」、成長戦略である『成長戦略実行計画』及び地方創生を目指す『まち・ひと・しごと創生基本方針2020』を本年7月17日に閣議決定した。

『経済財政運営と改革の基本方針2020』では、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、併せて、経済成長を牽引し、社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現するなどとしている。また、令和3年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしており、こうした国の動向に注視していく必要がある。

令和3年度は、令和元年度に策定した宮古市総合計画の2年目を迎える。社会情勢の変化に的確に対応し、抜本的な事業実施手法の見直しも行いながら、基本構想に掲げる「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」の実現を目指し、宮古市のまちづくりの実現に必要な施策を重点的かつ着実に推進していく必要がある。

このような中、本市における令和3年度以降の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の動向により、中長期の先行きを見通すことが困難であることに加

え、歳入においては、人口減少による市税等の減収、市町村合併に伴う特例措置※<sup>1</sup>が令和2年度で終了し、令和3年度から合併後の一つの市として算定されることによる普通交付税の減額など、厳しい状況が予想される。また、歳出においても、扶助費や公債費など義務的な経費の増加に加え、公共施設やインフラ施設の長寿命化、老朽化した施設の改修や新型コロナウイルス感染症対策などによる財源不足が見込まれる。

特にも、公債費は、令和5年度が償還のピークであり、令和2年度の32.7億円に比べ、約1.4倍の47億円が見込まれ、令和2年度当初予算で11.9億円を取り崩した財政調整基金の令和2年度末の残高見込みは、42.6億円※<sup>2</sup>となることから、持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応が喫緊の課題である。

このことから、令和3年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業の実施や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、限られた財源を有効的に活用するため、職員一人ひとりが危機意識を持って、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努め、次の事項に十分留意して行うものとする。

## 記

- 1 令和3年度の一般会計の予算規模は、震災対応分の事業をゼロベースで見直し又は廃止することにより、総額300億円程度を目標とする。
- 2 令和2年度の普通建設事業のうち、補助事業の割合が3割程度となっていることから、令和3年度は、補助事業の割合を5割以上とすることを目標とし、単独事業中心となっていた事業構造から補助事業中心へと構造転換を図る。

※<sup>1</sup> 普通交付税の特例措置は、一定期間、合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例で、旧市町村が合併しなかったと仮定した場合の算定額を算出し、その合算額と新市町村の算定額を比較し、大きい方の額を普通交付税とする。当市の差額は最大約21億円。

※<sup>2</sup> 令和2年9月末時点。

3 新型コロナウイルス感染症の動向により、中長期的な先行きを見通すことが困難な状況にあっても、厳しい財政状況も踏まえつつ、宮古市総合計画を着実に進めるとともに、一般財源に頼ることなく、国や県の各種支援制度を積極的に活用すること。

4 『宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づく事業については、『宮古創生』の実現に向け、戦略的かつ着実な事務事業の内容となるよう、十分に精査すること。

5 予算要求は、限られた財源・人的資源を最大限活用するため、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

なお、当初予算は年間予算であることを踏まえ、予算の追加が必要とならないよう所要額を算定すること。

6 事務事業の企画立案においては、市民や市議会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断した上で、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。

7 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。

なお、新規施策に要する経費の確保については、既存事務事業の抜本的な見直し、すなわち事務事業の「ビルド・アンド・スクラップ<sup>※3</sup>」により対応するよう努めること。

8 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることがないように特に留意すること。

なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為などの所要の措置を講じること。

---

※3 「スクラップ・アンド・ビルド」は壊してから創るが、「ビルド・アンド・スクラップ」は、最初にやりたいこと、やるべきことを決めて、そのために必要な資源を確保するために不要なものを廃止する考え方。

9 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。

10 施設等の整備にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行うこと。

また、施設等の維持管理については、一時に多大な補修等の費用を要することがないように、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。

11 経常的経費（臨時的なものを除いた物件費、維持補修費、補助費等）については、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意・工夫を図り、原則として前年度当初予算額を上限とし、3%の縮減<sup>※4</sup>を目標とする。

12 扶助費については、事業手法や給付水準の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう適正な制度運用を行うこと。

13 補助金・負担金については、事務事業の成果を検証した上で予算要求すること。

特に、各種団体等に対する負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

また、補助金については、補助対象経費を明確にした上で原則精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。

(1) 新規の補助金・負担金については、目的、目標値及び計画の見通しを必ず設定し、資料を提出すること。特に新規の補助金については、終期を設定（最長5年）の上、事業の効果を定期的に検証し、事業の終了又は見直しを行い、補助金の適正化を図ること。

(2) 継続分の補助金・負担金については、漫然と前年と同額ではなく、

※4 令和元年度決算で3%縮減を試算すると約1.7億円。

事業内容等を十分に精査の上、収支決算書や評価資料（数字によるもの（参加人数や売上げなど）、数字で表現できない場合は文言で表現のこと）を必ず添付すること。

- 14 歳入については、受益者負担の原則のほか、他の自治体や民間の事例等を把握した上で適切な使用料等の見直し、貸付金等に係る償還金などの市債権全般にわたる徴収の強化や、市有財産の有効活用などにより、一層の歳入確保に努めること。

また、新規事業・継続事業を問わず、国・県等の補助制度の活用を十分に検討し、新たな財源確保に積極的に取り組んだ上で要求すること。

- 15 財政情報の開示については、地方財政の全面的な「見える化」の取組みを踏まえ、市民等へのより分かりやすい情報開示に努めること。